

平成28年度第1回芦屋市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 会議要旨

日 時	平成28年5月17日（火） 14:30～15:40
場 所	芦屋市役所北館4階 会議室8
出席者	委員長 組織代表者 副委員長 学識経験者 委 員 組織代表者 4名 市職員 1名 事務局 荒谷 芳生 眞鍋 朗 塩山 利枝
事務局	学校教育課
会議の公表	<p>■ 非公開</p> <p>会議の冒頭に諮り、出席者7人中7人の賛成多数により決定した。 教科用図書を選定するにあたり、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあるため、非公開とする。</p>

1 会議次第

- (1) 委嘱及び任命式
- (2) 教育長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 非公開の決定
- (5) 会長・副会長選出
- (6) 協議事項
 - ①教科用図書採択方針について
 - ②調査研究専門員について
- (7) 連絡依頼事項

2 提出資料

- 資料1 芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則
- 資料2 平成29年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に関する基本方針
(県および市)

3 審議経過

上記の協議事項について、事務局より説明を行い、以下の質疑応答を行った。

〔主な質疑内容〕

〈委員〉 教科書採択は、4年に1回か。

〈事務局〉 特別支援学級の一般図書については毎年採択替えを行う。通常学級で使用する検定教科書は、4年に1回行う。一般図書については、幅広い教科書の中からある程度絞っていただく。それをさらに各学校の先生がその中から選んでいただく。

〈委員〉 一般図書は、ここにあるのか。

〈事務局〉 ここにはない。専門委員会の時、特別支援学校で見ることができる。また第2回選定委員会では見られるようにする。

〈委員〉 一般図書は、教科によって分かれているものではないのか。

〈事務局〉 教科と種別によって分けられている。

- 〈委員〉 たとえば，弱視学級の児童では，拡大教科書を使用する。
- 〈委員〉 弱視学級の児童がいなければ弱視学級はない。学校によって違う。
- 〈委員〉 では，別々のクラスがあるということか。
- 〈事務局〉 そうです。
- 〈委員〉 いろいろな障がいのある子が来たら，クラスはどんどん増えるのか。
- 〈事務局〉 そうです。たとえば，ここで選ぶ教科書とは別に，知的に遅れがない児童については，通常の検定教科書を使ったり，「下学年本」として自分の学年より下の学年の教科書を使ったりする。その児童に合った教科書を使うということとなる。
- 〈委員〉 どの学校にどういう学級があるのか分かったうえで選ぶのか。
- 〈事務局〉 そうです。最終的には，その幅広い中から担任の先生が選ぶということ。
- 〈委員〉 第2回選定委員会までに，事前に報告書をいただき，それに障がいの種別のリストがでている。委員は，それを会当日までに目を通して選定委員会で選定する。
- 〈委員〉 ☆印本や拡大図書などの見本はないのか。
- 〈事務局〉 ここにはないが，（今年度の）本のリストはある。
- 〈委員〉 特別支援学級では，たとえば9教科なら9冊教科書をもらえるのか。
- 〈事務局〉 そういうことになる。ただ，通常の教科書が1年間使用できる内容だとしても，一般図書は特化した内容になるので，使いやすいものではあるか1年間かけられるかとなると難しい。
- 〈委員〉 選定して，高いものばかりになっても予算は大丈夫か。
- 〈事務局〉 無償給与ですから大丈夫です。
- 〈委員〉 採択教科書の表だけ見ても，現物を見ないと分からない。表は事前に送ってもらうことになるのか。
- 〈事務局〉 専門委員会で決まった資料を事前送付する。そして，第2回選定委員会では，現物と表を見て確認できる。

〔結論〕

全会一致で承認した。